

# ソフトウェア品質シンポジウム・ツール展示出展規約

## (1) 事務局

ここで述べる事務局とは、本シンポジウム開催・運営・管理のための主催者組織を指します。

## (2) 出展の申込みおよび本規約の効力の発生

出展の申込みは、必要事項を記入の上、署名・捺印した指定の「出展申込書」を事務局に提出することによって出展参加契約書となります。「出展申込書」が事務局に受理された時点で、出展社およびその申込者は本規約の内容に同意したものと見なされ、本出展規約の効力が発生し、出展社およびその申込者には本出展規約を遵守する義務が発生します。ただし、事務局が適当ではないと判断した場合、事務局は出展の申込みを拒否することができます。

## (3) 出展料金に含まれるものについて

以下のものが出展料金に含まれます。

- 広報宣伝費（パンフレット・案内状含む）
- 参加者サービスに係る費用（会場案内等の制作費）
- 事務局企画運営・安全管理費用

※但し、以下のものは出展料金に含まれません。

- 自社搬入出費および運営費
- 自社出展機器および対人傷害などの保険料
- 会場設備・備品および他社展示物の破損、紛失弁償費
- 放置された装飾資材等の残材、規定範囲外のゴミ処分に係る費用
- その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

## (4) 出展料の支払いについて

出展社は、請求書発行後 2 ヶ月以内に出展料金を全額支払わなければならないとします。尚、出展料金は現金振込み、振込手数料は振込元負担となりますのでご了承ください。

## (5) 出展申込み後の取り消し

出展申込み後、申込みの一部または全部を取り消す場合、次の通り取り消し料（キャンセル料）を申し受けます。申込日より2018年8月2日（木）までは、出展料金の50%、同年8月3日（金）以降は、出展料金の全額但し、天災地変等のやむをえない理由でシンポジウムが開催できない場合は、事務局がすでに受けている出展申込みを取り消すことができます。すでに支払われた出展料金については、必要経費を差し引いた上で、尚余剰金があった場合、これを按分して出展社に返却します。

## (6) シンポジウムの運営

事務局はシンポジウムの業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正をおこなうことができます。また、この「出展規約」に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更をおこなうことができます。

出展社が「出展規約」ならびにツール出展の手引き、その他運営マニュアル上での規定等に違反した場合、事務局はその出展社の出展を中止することができます。

出展料の扱いについては出展規約(5)「出展申込み後の取り消し」に準拠します。

(7) 事務局による会期前もしくは会期中の出展・展示の中止措置  
会期前もしくは会期中他の出展社に著しく迷惑を掛けている、あるいは掛ける恐れがあると事務局が判断した場合、また、出展内容がシンポジウムに適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展・展示の中止の措置をとることができます。

この場合、出展料の取り扱いについては、本規約(5)「出展申込み後の取り消し」に準拠します。

## (8) 展示品の管理および免責

展示品の管理は、出展社の責任に置いておこなうことになっています。主催者および事務局は展示品の損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負いません。

## (9) 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについての損害保険については、各出展社で加入することになっています。主催者および事務局は一切責任を負いません。

## (10) 補償

出展社およびその代理人が事務局の運営設備または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合はその補償は出展社の責任となり、主催者および事務局は一切責任を負いません。

## (11) 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間および会場の設営工事期間等の詳細につきましては、運営マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに展示物を搬入・搬出・撤去および移動することはできません。展示物の保守および清掃は、出展社の責任においておこなうことになっています。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展社の費用および危険負担で事務局が撤去できます。

## (12) 出展要項と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理人は、この「出展規約」および事務局が制定する上記展示規則を承認したものとします。事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、日本国法規に則るものとし、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

## ソフトウェア品質シンポジウム2018 事務局

〒166-0003東京都杉並区高円寺南1-2-1

一般財団法人 日本科学技術連盟 SQIPチーム

TEL: 03-5378-9813 FAX: 03-5378-9842

E-mail: sqip-sympo@juse.or.jp